

令和5年度 福祉・介護職員特定処遇改善加算に係る「見えるか要件」について

1. 福祉・介護処遇改善特定処遇改善加算について

当法人では、福祉職員の賃金改善と労働環境の改善を目的とする福祉職処遇改善加算を取得し職員の処遇改善に努めています。また、これに加え、経験・技能のある福祉職員に重点を置く福祉職員等特定処遇改善加算を取得し、職員の更なる処遇改善に取り組んでいます。各処遇改善加算の算定状況については以下の通りです。

事業所	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
べりるらんど	区分：加算Ⅰ	区分：加算Ⅰ	あり

2. 福祉・介護処遇改善特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
- ② 職場環境等要件を満たすこと
- ③ 特定処遇改善加算の取り組みについて、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していること。（見えるか要件）
- ④ 障害福祉サービス等処遇改善計画書に特定処遇改善加算の必要事項を記載し、提出すること。
- ⑤ 特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること
- ⑥ 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書に特定処遇改善加算の必要事項を記載し、提出すること

3. 職場環境要件の取り組みについて（職場環境等要件の取り組み）

区分	環境要件内容	当法人での取り組み
就職促進に向けての取り組み	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現の為の施策。仕組みなどを明確化。	・経営理念や支援方針はホームページ等に公開している他、入職時の研修期間を通して指導している。その他、職員の専門性向上の為の研修の提供や資格等の受講支援を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士等の習得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を習得しようとする者に対する単吸引研修、強度行動障害支援養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。	・社員の専門性の技術向上の為、積極的に強度行動障害支援養成研修や児童発達管理責任者研修等の受講支援を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	・有給休暇が取得しやすい環境の整備。 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備。	・余裕を持った人員配置を行うことで、職員が欠席した場合にも安全な療育を提供できる環境を整えている。 ・職員の事情に合わせたシフトの提供や職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備を行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブル対応マニュアル等の作成等の体制整備。	・マニュアルの読み聞かせや職員会議等により職員に事故・トラブル時の対応について周知している。
生産性向上のための業務改善の取り組み	5 S 活動（業務管理の手法の一つ。）	・療育提供後は職員による清掃を行い、常に常に清掃が行き届き、整理、整頓された職場を心掛けるよう周知している。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善。	・療育に関する意見やその他気づいたこと等を共有できるように、朝のミーティングや月一度の全職員会議で、職場内コミュニケーションが図れる勤務環境を整備している。